

令和 7 年山形村議会第 1 回定例会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 7 陳情第 1 号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 議案第 2 号

- 日程第 4 議案第 3 号

- 日程第 5 議案第 4 号

- 日程第 6 議案第 5 号

- 日程第 7 議案第 6 号

- 日程第 8 議案第 7 号

- 日程第 9 議案第 8 号

- 日程第 10 議案第 9 号

- 日程第 11 議案第 10 号

- 日程第 12 議案第 11 号

- 日程第 13 議案第 12 号

- 日程第 14 議案第 13 号

- 日程第 15 議案第 14 号

- 日程第 16 議案第 15 号

- 日程第 17 議案第 16 号

- 日程第 18 議案第 17 号

- 日程第 19 議案第 18 号

- 日程第 20 議案第 19 号

- 日程第 21 議案第 20 号

日程第 2 2 議案第 2 1 号

日程第 2 3 議案第 2 2 号

日程第 2 4 議案第 2 3 号

日程第 2 5 議案第 2 4 号

日程第 2 6 議案第 2 5 号

日程第 2 7 議案第 2 6 号

《追加議案、審議、表決》

(議案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 8 議案第 2 7 号

日程第 2 9 発議第 1 号

日程第 3 0 閉会中の所管の事務調査の申し出について

日程第 3 1 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員 (1 2 名)

1 番 小 出 敏 裕 君

2 番 竹 野 入 恒 夫 君

3 番 百 瀬 昇 一 君

5 番 小 林 幸 司 君

6 番 福 澤 倫 治 君

7 番 新 居 禎 三 君

8 番 村 林 淳 一 郎 君

9 番 三 澤 一 男 君

1 0 番 上 條 倫 司 君

1 1 番 大 池 俊 子 君

1 2 番 春 日 仁 君

1 3 番 大 月 民 夫 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君

副 村 長 赤羽孝之 君

教 育 長 根橋範男 君

総 務 課 長 篠原雅彦 君

企 画 振 興 堤 岳 志 君
課 長

税 務 課 長 兼
会 計 管 理 者 中村貞寿 君

住 民 課 長 村 田 鋭 太 君

保 健 福 祉 古 畑 佐 登 志 君
課 長

子 育 て 中 原 美 幸 君
支 援 課 長

産 業 振 興 中 川 俊 彦 君
課 長

建 設 水 道 宮 澤 寛 徳 君
課 長

教 育 次 長 藤 澤 洋 史 君

総 務 課 丸 山 晃 弘 君
財 政 係 長

事務局職員出席者

事務局長 上 條 憲 治 君

書 記 鈴 木 優 子 君

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影・録音などをするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者の中川産業振興課長並びに藤澤教育次長から欠席届が出ております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、三澤一男議員、10番、上條倫司議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（大月民夫君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 小出敏裕君 登壇)

○福祉文教常任委員長（小出敏裕君） 福祉文教常任委員会付託の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る 3 月 4 日に委員会審査を行い、7 陳情第 1 号『『持続可能な学校の実現をめざす意見書』採択を求める陳情書』については「採択」とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、山形村会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を求めます。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論はございますか。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 討論もないようですので、採決を行います。

日程第 2、7 陳情第 1 号『『持続可能な学校の実現をめざす意見書』採択を求める陳情書』について、委員長の報告は「採択」であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、7 陳情第 1 号の陳情については「採択」と決定しました。

◎議案第 2 号～議案第 2 6 号

○議長（大月民夫君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第 3、議案第 2 号から日程第 2 7、議案第 2 6 号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

小林幸司総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 小林幸司君 登壇)

○総務産業常任委員長(小林幸司君) 総務産業委員長の小林です。これより本委員会に付託されました審査の結果を次のとおり決定いたしましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第2号「山形村道路線の認定について」、議案第3号「山形村監査委員条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、議案第5号「山形村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「督促手数料の徴収廃止に伴う関係条例の整理について」、議案第12号「山形村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「令和6年度山形村一般会計補正予算(第8号)」の所管の款・項、議案第17号「令和6年度山形村水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第18号「令和6年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第2号)」、議案第19号「令和6年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」、議案第20号「令和7年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第24号「令和7年度山形村水道事業会計予算」、議案第25号「令和7年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」、議案第26号「令和7年度山形村下水道事業会計予算」、以上全議案に対して、委員会では原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長(大月民夫君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

小出敏裕福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 小出敏裕君 登壇)

○福祉文教常任委員長(小出敏裕君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月4日に行った審査の結果、次の

とおり決定しましたので、山形村議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 9 号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第 1 0 号「山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第 1 1 号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」、議案第 1 3 号「令和 6 年度山形村一般会計補正予算（第 8 号）」の所管の款・項、議案第 1 4 号「令和 6 年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」、議案第 1 5 号「令和 6 年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」、議案第 1 6 号「令和 6 年度山形村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」、議案第 2 0 号「令和 7 年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第 2 1 号「令和 7 年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第 2 2 号「令和 7 年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 2 3 号「令和 7 年度山形村介護保険特別会計予算」の 1 1 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第 3、議案第 2 号「山形村道路線の認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 4、議案第 3 号「山形村監査委員条例の一部を改正する条例について」、討論、

採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第５、議案第４号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第６、議案第５号「山形村ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第７、議案第６号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第８、議案第７号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第９、議案第８号「督促手数料の徴収廃止に伴う関係条例の整理について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第9号から日程第12、議案第11号までについて、一括して討論を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論の申し出がありましたから、討論を行います。

最初に、反対の討論の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 次に、本案に賛成の議員の発言を求めます。

大池俊子議員。

○11番(大池俊子君) 山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例については、あとの2件もそうなのですが、長年、医療機関や山形村の協立病院の友の会などから、懇談会やいろいろなものを通して、ずっと申請が出されてきました。今まで、18歳までの医療費の無料化も採択されて無料になって何年か経ちますが、それ以来、500円のレセプト代、手数料というのもずっと無料にしてくれというところを出してきましたが、ここへ来てようやく完全無料化が成立しました。本当によかったと思っています。これで子を持つ親御さんが安心して医療機関にかかれるということで、賛成討論とします。

○議長(大月民夫君) 以上で討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) それでは採決いたします。

初めに、議案第9号について、本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第１１、議案第１０号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１０号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１２、議案第１１号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１１号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第１３、議案第１２号「山形村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１２号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第１４、議案第１３号「令和６年度山形村一般会計補正予算（第８号）」について、討論、採決を行います。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論もないようですので、討論を終結し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１５、議案第１４号「令和６年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１４号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１６、議案第１５号「令和６年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第１７、議案第１６号「令和６年度山形村介護保険特別会計補正予算（第５号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第17号「令和6年度山形村水道事業会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第18号「令和6年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第19号「令和6年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２１、議案第２０号「令和７年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はございますか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

大池俊子議員。

○１１番（大池俊子君） 令和７年度の予算は、村長が替わるために骨格予算となっています。歳入歳出がそれぞれ４０億６,４００万円で、骨格としては金額が大きくなっています。

子どもの医療費のレセプト代も含めての完全無料化、学校給食の無償化、これは減額になっています。

合葬墓の建設、昨年アンケートを村に取っていただき、そのうち７割を超える合葬墓の要望でありました。時代の変化とともに合葬墓の要望は増え続けています。

また、大池北側の中学校通学路も雨の日の増水や冬の凍結もあり、学校や交通安全の立場からも危険性が問われていましたが、この春に完成し、本当によかったと思っています。

一方では、子ども家庭センターができ、教育政策課から子育て支援課が分かれるところや、保育園や子育て支援センター、また社協への委託となる児童館事業など、まだよく理解できていない、整理されていないところもあると思いますが、さらに子育て支援が充実し、住民が暮らしやすくなる、そんな村を願ひまして、賛成討論とします。

○議長（大月民夫君） 以上で討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２２、議案第２１号「令和７年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２１号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２３、議案第２２号「令和７年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２２号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２４、議案第２３号「令和７年度山形村介護保険特別会計予算」につ

いて、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２５、議案第２４号「令和７年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第２６、議案第２５号「令和７年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２５号は原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、日程第２７、議案第２６号「令和７年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第２６号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、追加提出議案、議員発議による決議案等の整理のため、暫時休憩します。

（午後 ２時０５分）

○議長（大月民夫君） それでは休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 ２時０７分）

◎議案第２７号

○議長（大月民夫君） 日程第２８、議案第２７号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第２７号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令に基づき、山形村消防団員等公務災害補償条例の補償基礎額と条文中に法令名を２回目以降

に引用する際に、公布年、種別、番号を括弧書きで示す必要がない箇所の改正をお願いするものでございます。

なお、本政令については、令和7年2月21日に公布されたことから、今定例会の最終日に議案を追加で上程させていただくものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第27号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号については委員会付託を省略して、議会全員協議会において、詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時09分）

○議長（大月民夫君） それでは休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 2時13分）

○議長（大月民夫君） 先ほど議題としました議案第27号について、お諮りします。

本案件は既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 討論がないようですので、直ちに採決します。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第1号

○議長（大月民夫君） 日程第29、発議第1号「持続可能な学校の実現をめざす意見書」を議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

小出敏裕議員。

(1番 小出敏裕君 登壇)

○1番（小出敏裕君） 発議第1号「持続可能な学校の実現をめざす意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思います。

現在、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊の最大の課題であります。

以上のことから、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申し出について

○議長（大月民夫君） 日程第３０「閉会中の所管の事務調査の申し出について」を議題とします。

各委員長より、山形村議会会議規則第７５条の規定による閉会中の所管の事務調査の申し出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお事務調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（大月民夫君） 日程第３１「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（大月民夫君）　ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　令和７年第１回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

２月２６日に開会された本定例会には、開会日に請負契約の変更に伴う案件、村道道路の認定に関わる案件、条例に関わる案件１０件、令和６年度補正予算７件、令和７年度予算７件の計２６件を上程させていただきました。また本日、条例の一部改正１件の議案を追加で上程させていただきました。

それぞれの議案については、本会議、議会全員協議会、各常任委員会において、慎重にご審議をいただき、原案のとおりお認めをいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきましたご意見、提案などにつきましては、今後の村政の運営の参考にさせていただきます。

議員各位には、年度の切り替えの多忙な時期となりますので、健康には十分ご留意の上、村政発展のため、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

○議長（大月民夫君）　ここで、３月１６日をもって任期満了により退任される本庄村長からあいさつをいただきます。本庄村長は発言席でごあいさつをお願いします。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　退任にあたりまして、あいさつの機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私の村長職の任期も残すところ９日となりました。

私は昭和５１年に山形村役場建設水道課の職員として入庁し、総務課、教育委員会などの職場で、勤務をさせていただきました。

教育長退任後、平成２５年の山形村村長選挙に立候補しましたが、私の力不足から落選いたしました。この選挙に負けたことで落選という新鮮な景色を見ることができました。

４年後の平成２９年の村長選挙に再度挑戦し、僅差ながら当選させていただきました。

以後、２期８年間の在職中、子育て支援、地域コミュニティの再編、風食防止策、職員の人材育成などを重点施策として取り組んでまいりました。それぞれの課題に十分な成果を出せなかったことに対しては、村民の皆様には申し訳ない気持ちであります。

また、現在進めております大きな事業であります防災機能を備えた複合の公共施設の建設、また、南野尻産業団地の整備事業などについては、次期村長へ引き継いでまいります。

村長職としてこの８年間の村政運営にあたり、議員各位をはじめ、山形村のためにご尽力を賜りました、志の高い多くの村民の皆様に出会ったことは、私の生涯の宝であります。特に、議会議員の皆様には、様々な場面でご指導、お力添えを賜りましたことに、改めて感謝を申し上げます。

３月１７日には新しい村長が就任いたします。行政課題は山積しておりますが、新しい感覚で未来の山形村を創造してほしいと思います。

山形村が特産の長芋、そば集落、古刹の清水寺など、歴史と文化、豊かな自然に彩られた住みよい村として、末永く存続することを期待しております。

最後に、山形村の発展と村民の皆様のご多幸を心よりご祈念申し上げまして、退任のあいさつといたします。大変お世話になりました。（拍手）

○議長（大月民夫君） 任期満了により退任されることになりました本庄村長、本当に長年にわたりますご功績とご功労に対しまして、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

議会を代表しまして、惜別と御礼のごあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の壮絶な嵐が世界規模で吹き荒れ、学校の一斉休校や各種イベントの中止や縮小が相次ぎ、私どもの生活を一変させたのは２０２０年、令和２年早々から始まり、３年半もの長きにわたりました。感染拡大を徹底的に抑え込む行政運営のかじ取りに細心の配慮をいただきながら、陣頭指揮を執っていただきました。

全国的な少子高齢化が急速に進む中、またロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の波は、私どもの生活を直撃し、さらには記録的な猛暑が続き、農作物の生育に大きな影響をもたらすなど、取り巻く環境が大変厳しい時代にひるむことなく、果敢にデジタル化や脱炭素社会などの時代の変化も視野に入れながら、村民の安心安全への取組、子育て支援や高齢者福祉の充実、地域の課題への対応など、未来に向けた村づくりに取り組んでいただきました。

明治、大正、昭和、平成、そして令和と、5つの時代にわたります山形村150年の節目が過ぎ、今日まで積み重ねてまいりました歴史を新たな飛躍へのエネルギーに変え、再スタートいたしました。本庄村長が着任いたしました2016年以降、昨年までに厳しい財政運営の中ではありましたが、財政調整基金や公共施設整備基金など、基金残高はこの間におおむね10億円の増額を図っていただきました。村民の融和と団結の意識を、何とか知恵を絞って高め、8,500有余の村民が一体となり、ゆとりと潤いのある郷土をつくる正念場となりそうです。

繰り返しになりますが、本庄村長、まさに粉骨砕身の多大なご尽力、誠にありがとうございました。今後も温かく見守っていただきますとともに、大所高所からのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願いを申し上げまして、意は尽くしませんがお礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（大月民夫君） 以上で、令和7年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時27分）
